

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」改訂のポイント

1. 遊具の「標準使用期間」について

(1) 遊具の「標準使用期間」を新たに定義

〔4-2 製造・施工段階 (1) 遊具の製造 (解説) 2) 及び3〕

- ・遊具を構成する部材には、「標準使用期間」を通して使用される構造部材と、期間内においても交換・修理することを前提とする消耗部材があることを定義
- ・標準的な気象条件、立地条件、利用状況及び適切な維持管理状況のもと、構造部材として使用する素材の特性等を考慮し、安全上支障なく利用することができる期間として、遊具の「標準使用期間」を定義
((社) 日本公園施設業協会と連携し、同協会が「遊具の安全に関する規準」において遊具の製造時に製造者が示すものとした)

(2) 「標準使用期間」を超えた遊具の考え方を明示

〔4-3 維持管理段階 (1) 点検に従った確実な安全点検 (解説) 2) ④〕

- ・「標準使用期間」を超えた遊具について、安全点検の頻度を高くする等の対応が必要であること、「標準使用期間」経過後は更新などの具体的な対応を早急に検討する必要があることを明示

2. 遊具の維持管理の強化について

(1) 維持管理計画の内容を明確化

〔4-3 維持管理段階 (1) 点検に従った確実な安全点検 (解説) 2) ①〕

- ・遊具の種類別及び構造部材・消耗部材別の維持管理についての基本的な考え方、遊具の日常点検や定期点検等の安全点検の実施体制、頻度及び方法、点検記録書及び遊具履歴書の整備など、維持管理計画に定める事項やその際の視点を明確化

(2) 安全点検の視点を明確化

〔4-3 維持管理段階 (1) 点検に従った確実な安全点検 (解説) 2) ③〕

- ・遊具の安全点検の視点について、点検記録書の作成、遊具の劣化、材料特性や遊具の種類に応じた点検、構造部材や消耗部材の点検等の事項毎に、以下のようにその内容を明確化
 - ▽適切かつ確実な安全点検を実施するために、点検シート、点検カード等の点検記録書を作成し、安全点検を実施した際に、安全点検の対象となった遊具の全体について、安全点検を行った時点における状況、点検の結果を記録し保管するもの
 - ▽遊具の劣化は設置後の経過年数だけでなく、遊具の構造や利用状況等によって変わること留意する必要があること
 - ▽遊具を構成する構造部材・消耗部材には、様々な材料があり、それぞれの特性に応じた点検を行う必要があること
 - ▽構造部材は劣化による性能の低下を事前に防止する予防保全型の管理をする必要があること
 - ▽消耗部材は標準的な交換サイクル等に基づいて適宜交換・修理を行う必要があること
((社) 日本公園施設業協会と連携し、同協会が「遊具の安全に関する規準」において消耗部材の標準

的な交換サイクルを明示することとした)

▽点検の結果発見されたハザードの適切な処理を行うため、必要とされる改善措置について点検者としての所見をまとめる必要があること

(3) 「遊具履歴書」を新たに定義し、作成・保管の考え方を明示

〔4-3 維持管理段階 (3) 遊具履歴書の作成と保管等〕

- ・遊具の維持管理や更新等の安全管理を適切に行っていくために、遊具の設置管理に関する記録、安全点検の実施状況に関する記録、設置時点から現在に至るまでに実施した構造部材や消耗部材についての修繕等の維持管理に関する情報等を記載するものとして「遊具履歴書」を新たに定義
- ・「遊具履歴書」は、公園名（設置場所）、遊具の種類・名称、設置年月、製造者名、素材、施工者、標準使用期間等を記載するとともに、点検記録書を活用し、安全点検の実施状況、点検結果（特記事項）等、遊具の維持管理上必要な情報について、定期的に追加記載し、保管することを明示
- ・また、構造部材の補強、塗装等、消耗部材の更新、補修、部品交換、塗装等の改善措置を行った場合は、実施記録をそのつど追加記載することを明示

(4) 定期点検の内容を明確化

〔4-3 維持管理段階 (1) 点検に従った確実な安全点検（解説）2〕②〕

- ・定期点検について、日常点検の内容に加えて、通常外観から確認できない重要な部材についてテストハンマーを用いて点検することや、次の定期点検までの安全が確保できる状態であるかについて着眼する必要があることなど、その内容を明確化

(5) 安全点検を委託する場合の考え方を追記

〔4-3 維持管理段階 (1) 点検に従った確実な安全点検（解説）3〕

- ・安全点検を委託する場合、点検対象遊具、点検部位、点検方法等業務の具体的内容や点検者の技術者要件等を仕様書で明らかにすることを追記

3. その他

(1) 遊具の安全確保に関する具体的事例を充実

〔指針全体に関する事項〕

- ・日常点検時に必要となる点検チェックシートや、普及啓発活動に関する事例など、遊具の安全確保に関連する具体的事例を追記

(2) 複合遊具の安全対策を充実

〔4-1 計画・設計段階 (4) 遊具の構造（解説）6〕

- ・近年増加している「複合遊具」の安全領域の確保に関する考え方を充実

(3) 遊具の「基礎」に関する安全対策を充実

〔4-1 計画・設計段階 (4) 遊具の構造（解説）7〕③〕

- ・依然として対策が施されていないことの多い遊具の「基礎」に関する安全対策に関する考え方を充実

○「遊具の安全に関する規準」について

平成 14 年 3 月に国が策定した指針を受け、遊具メーカーを会員とする社団法人日本公園施設業協会が、国の指針の基本的な考え方を踏まえ、公園施設に関する技術並びに経験、知見を活かして、平成 14 年 10 月に遊具の安全に関する詳細な規準を案として取りまとめたもの。

この規準も、本指針の改訂と同時期に改訂される予定。

○本指針で引用する基準について

現行の指針において遊具の安全規準に係る参考資料として引用していた欧米規準について、(社)日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する規準」に変更。

※ 指針改訂版（案）では、(社)日本公園施設業協会が進めている「遊具の安全に関する規準」の見直し案を引用しており、その内容についてはパブリックコメントにおける意見募集の対象外となっています。